

【研究ノート】

検察と警察の関係：

酒井邦彦元検事長による回顧に基づいて

【語り手】 酒 井 邦 彦

元 広島高等検察庁 検事長
TMI 総合法律事務所 顧問弁護士

【聴き手】 浦 中 千佳央

京都産業大学法学部 教授
社会安全・警察学研究所 所員

久 保 秀 雄

京都産業大学法学部 教授
社会安全・警察学研究所 所員

【目次】

- I はじめに
 - 1 趣旨 2 酒井邦彦元検事長の経歴
- II インタビューの内容
 - 1 検察と警察の連携 2 警察に対する統制
 - 3 印象に残る事件や出来事 4 警察の不祥事
- III おわりに
 - 1 若干の考察 2 意義と留意点

I はじめに

1 趣旨

京都産業大学社会安全・警察学研究所は、2020（令和2）年に採択された日本学術振興会の「欧州との社会科学分野における国際共同研究プログラム」（Open Research Area for the Social Sciences, ORA プログラム）により、ドイツ・イギリス・フランス・カナダの各研究機関と連携して国際共同研究「警察の説明責任——国際基準に向けて」に取り組んできた。とりわけ警察に対する市民からの苦情の申立てに焦点をあて、①苦情申立てに関して警察が説明責任をどのように果たしているのか（あるいは果たしていないのか）、また②その際にどのような統制が働いているのか（あるいは働いていないのか）を明らかにする研究を行ってきた。

このような国際的な取り組みの中で、当研究所は日本側の研究代表機関として、上記①②に関する日本の現状を把握す

るための調査研究などを進めてきた。具体的には、警察の説明責任や統制に関して鍵を握ると考えられる道府県警察本部長や監察部門、都道府県公安委員会や警察署協議会を対象としたインタビュー調査を実施してきた。また、警察と職務上関わりが深い弁護士会（人権擁護委員会）や検察にも着目して、それぞれの観点から警察の説明責任や統制に関する現状をどのように捉えているのか明らかにするインタビュー調査も実施してきた¹。本稿は、そのような取り組みの一環として実施した酒井邦彦氏（元広島高等検察庁検事長）へのインタビュー調査の記録を、若干の考察を付加して、広く供覧に付すものである。

酒井邦彦元検事長といえば、2014年に赴任した高松高等検察庁で検事長として児童虐待防止のプロジェクトチームを立ち上げ、検察が警察を含む他の機関と連携して児童虐待事案に取り組む「高松方式」を主導したことが、各種メディアによる報道を通して世間でも広く知られているだろう²。今回のインタビューでは、そのような他機関との連携で知られる酒井邦彦元検事長に、児童虐待事案に限らず検察が警察とどのような関係を築いていたのか、これまでの検察官人生を振り返って語って頂いた。その回顧の中では、検察の目を通して見た警察のあり方だけでなく、検察そのもののあり方についても、長年にわたる経験を踏まえて示唆に富む知見が示されている。したがって、本稿は検察や警察の実態を内情から知ることができる貴重な資料になるのではないかとと思われる³。

2 酒井邦彦元検事長の経歴

酒井邦彦元検事長の経歴は次の通りである。1954年に生まれ、1977年3月に東京大学法学部第一類を卒業。同年4月に最高裁判所司法研修所に入所。その後、1979年4月に検事に任官し、東京地方検察庁検事や長野地方検察庁検事、在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官や法務大臣官房秘書課付・企画室長、法務大臣官房参事官、東京高等検察庁検事兼東京地検副部長を務める。2002年4月には国際連合アジア極東犯罪防止研修所長に就任し、その後は東京高等検察庁公判部長、最高検察庁検事、奈良地方検察庁検事正、最高検察庁総務部長を経て、裁判員制度が開始した翌年の2010年6月には裁判員公判部長を務める。さらに、名古屋地方検察庁検事正、法務総合研究所長、高松高等検察庁検事長を歴任して、広島高等検察庁検事長を務めた後、2017年3月に退官。同年4月からは第一東京弁護士会に登録し、現在はTMI総合法律事務所の顧問弁護士を務めている。また、1985年7月から1年間、ミシガン大学で客員研究員として在外研究に携わっていた。代表的な著作として、酒井邦彦（2016）「英国のEU離脱、深刻化する子ども虐待とその対応のあり方」『子どもの虐待とネグレクト』Vol.18 No.3等がある。

酒井邦彦元検事長は、検察官人生を振り返って次のように述べている。

「検事の仕事は、法と証拠のみに基づいて判断するので、厳しさがある反面、法と証拠以外のほかのいろいろなことは考えなくて良いというシンプルな面があります。検事は、冷静で厳しいというイメージが一般だと思いますが、厳しさだけで務まるものではなく、私の場合、例えば親から虐待を受ける子どもを見るにつけ、かわいそうでかわいそうで、いてもたってもいられなくて、一人でも虐待から助けたいという気持ちで、赴任していた高松で、全国で初め

¹ 詳細については、浦中千佳央・久保秀雄「ORA プログラム関連の調査研究について途中経過報告」『社会安全・警察学』第9号（2022年）で紹介している。

² なお、酒井邦彦元検事長には、当研究所が主催した2018年2月22日のシンポジウム「児童虐待事案への刑事的介入における多機関連携」においても、「児童虐待事案への検察の対応～他機関との連携を中心に」と題する報告を行って頂いた。報告の内容については、『社会安全・警察学』第5号（2019年）に掲載されている。

³ 検察幹部としてキャリアを築いてきた高名な法律家による回顧を記録化しているという点では、本稿は口述史（オーラルヒストリー）としての特徴も有する史料になるのではないかと考えることもできるだろう。

て本格的な多職種連携のプロジェクトを開始したように、多くの検事は、被害者などのステークホルダーのために、情熱をもって捜査・公判に携わっています。また、そのような情熱なくしては、厳しい仕事は務まりません。それは、警察官も同じで、共に正義を追求する本当の同士でありパートナーだと思います。ですから、検事を退官して6年経った今でも、昔一緒にいた警察官とは今でも連絡を取り合っています。」

II インタビューの内容⁴

1 検察と警察の連携

聴き手：本日はどうぞよろしくお願いいたします。まずは一般的なテーマから始めたいと考えていますが、そもそも検察と警察の関係はどのようなものとして理解すればよいのでしょうか。普段の業務の中で、どのように連携してきたのでしょうか。

語り手：刑事訴訟法の建付けだと、検察と警察の関係についてはいろいろな解釈がありえて、刑事訴訟法をみただけではわかりません。どういうことかという、警察が第一次捜査機関であることは刑事訴訟法もそれを前提にしているし、検察が起訴を独占するということも書いていますが、検察が第一次捜査機関である警察にどこまで関わるのかについては刑事訴訟法には書かれていません。したがって、検察が警察にどこまで関わるのかは、事件によって変わってきます。また、検察官は独任制なので、検察官個人によっても変わってきます。

もっとも、検察と警察の関係について一般的なことを言うと、検察と警察は捜査を行うパートナーであると理解されていますし、現実の実践においてもその通りになっています。検察が事件を警察から受理した後に、検察が独自に捜査などをしたり、警察に補充捜査をお願いしてフィードバックを受けたりします。その上で、検察が公訴を提起する、という流れになります。

こうした流れに異論はありませんが、検察内部にも昔から議論があることを紹介しておきましょう。検察は独自に捜査などをするのではなく、警察から送られてきた資料を踏まえて公訴する公訴官に徹すべきだ、という見解もありました。検察と警察の関係をめぐる永遠のテーマとして、今でも昭和の50年代60年代あたりの主張を踏まえて議論されています。検察は法律家なので、捜査をするのではなく、証拠を吟味して起訴・不起訴を決めるべき役割に徹すべきだ、という主張になります。その背景には、検察官への任官者が少なく不人気になってしまった事情もあるといわれてきました。検察官への任官が少ないのは、弁護士や裁判官と違って、刑事さんと同じように地味な捜査をしなければならぬからだ、と考えられていました。

このように検察は公訴官と捜査官の間で揺らいでいますが、最大公約数的な考え方としては、検察と警察は実体的な真実を解明していくパートナーであると理解するのが正しいと思います。ただし、検察も警察も階級制であるので、巡査部長などは一緒に検察と捜査しているという意識はありますが、幹部になってくるとお互いに組織を代表する立場になるので緊張感が出てきます。たとえば、法務省は検事は警察を指揮できると考えているし、逆に警察庁は指揮できないと考えています。とはいえ、検察も警察もともに社会正義の実現を目指しているので、乗り越えていけるように思います。また、大きな事件、たとえば過激派の事件は、警察は面子にかけても起訴してもらわないと困ると思いますが、検察は冤罪を出すわけにはいかないと考えますので、そこに緊張関係が生まれます。とはいえ、事件送致まで証拠

⁴ インタビューは2022年11月14日にZoomを用いてオンラインで実施した。その後、文字起こしを経て、加筆修正を行った。

の吟味を通して対話を繰り返すことで、乗り越えていけると思います。もっとも、上級職員と下級職員の間では捉え方が若干違うのではないかと思います。

検察が公訴官に徹することができないのは、この事件は起訴をできるかできないかと判断する際に、裁判官とは違って、調書だけみていては分からないからです。目撃者の供述はどこまで信頼できるのか、やはり調書だけでは分からないところがあります。実況見分にしても同じです。証拠の証明力を高めるためには、積極的に介入し実際に関与していかなければなりません。また、他にも証拠があるのではないか、という観点も必要になります。だから、たとえ公訴官性を強調しても、検察官はやはり捜査に関わっていく必要があるのではないかと考えられます。

2. 警察に対する統制

聴き手： 検察と警察の関係について、現場を経験してこられた検察官ならではの観点から貴重なお話を伺うことができました。

では次に、そのような検察と警察の関係の中で、検察は警察を統制するような役割を果たしていたのか、それともそうでなかったのか、この点について詳しくお話を伺うことができますでしょうか。

語り手： おそらく、検察は警察を統制する機関として位置づけられてはいないのでしょう。刑事訴訟法では、検察は警察に対する苦情を処理する機能は与えられていません。検察の役割は法と証拠に基づいて公訴権を適正に行行使することなので、警察の非違行為を糺す統制機関ではないのは明らかでしょう。ただし、収集証拠についてよくよく調べてみて、警察官の違法収集証拠の疑いが濃いと判断であれば、検察は不起訴にしています。そのようなケースは減多にあるわけではありませんが、また、警察に対する統制機関として実施しているわけではありませんが、適正手続きの確保に伴う副次的効果として、検察が警察への統制効果を発揮しているのは間違いないでしょう。

もう一つ言えるのは、検察と警察の関係は、検察か警察かという二項対立的な関係であるわけではなく、刑事司法はトータルなものとしてみていかななくてはならないということです。刑事司法をトータルなものとしてみていくと、かなり大きな役割を果たすプレーヤーとして裁判所があります。また、弁護士もそうです。それらが有機的にからみあっていて、しかも警察に対する統制だけでなく、検察に対する統制もあります。検察審査会も、我々にとっては捜査に気を使う重要な存在になります。弁護士から検察に捜査に関する苦情の連絡があって見過ごせない場合は、検察から警察に伝えることもあります。ですから、司法全体として有機的に統制が働いているので、どれかを切り取って統制と考えないほうが良いでしょう。とくに日本の場合にはそうです。フランスは予審判事による統制が強いですが。

そのように思うようになったのは、大学時代の恩師である松尾浩也先生が、法務省の顧問を務められていた時です。松尾先生は、検察だけが全ての荷を背負っているつもりにはならないほうが良いと仰いました。検察は捜査もやれば公判もやって重荷を背負いがちだが、トータルな司法として正義が実現されたらそれで良いではないか、と。検察が裁判で負けましたではなく、再審というかたちで弁護士が勝ったとかではなく、最終的にトータルとして正義が実現されたと考えるようにしたら良いのではないかと。

聴き手： トータルな司法として正義を実現するという松尾先生のお話に関連してですが、日本の刑事司法については、裁判官ではなく検察官が支配している「検察官司法」とあるといった指摘があります。このような指摘に対してはどのようにお考えになりますか。

語り手： 松尾先生の先生であった平野龍一さんの言う「検察官司法」という言葉は、日本の刑事司法に対する絶望的な意

味合いをもって使われてきました。しかし、裁判員裁判が検察官を本来の当事者の位置に戻しました。そのことによって、裁判所も中立公平な立ち位置を意識するようになりました。昔とは違って、現在は状況が変化したと考えています。また、取調べの録音録画による透明性の確保も、そのような状況の変化に寄与していると考えられます。

3 印象に残る事件や出来事

聴き手：それでは、さらに具体的な話に踏み込みますと、警察との関係で何か印象に残った事件・出来事などはありますかでしょうか。

語り手：検察官を40年近く務めてきたので、事件そのものは数えきれないくらいあり、小さい事件も覚えていたりしますが、世間的に知られている事件としてはロス疑惑事件や、検察の独自捜査で立件した金丸事件、重信房子ら日本赤軍によるハーグ事件、「よど号」ハイジャック事件の犯人グループの妻たちが関わった北朝鮮による日本人拉致事件や、山口組トップの名古屋の弘道会による事件などが印象に残っています。

ロス疑惑事件は完全に共同捜査で、検察・警察の隔てなく一緒になって取り組んでいました。日本赤軍によるハーグ事件は歴史的かつ国際的なテロ事件なので検察警察ともに力を入れていまして、昔のしかも外国にある古い証拠などを集めなくてはならず捜査は困難を極めました。警察は検察の依頼に全面的に応じてくれました。世間では検察と警察の手柄争いみたいなイメージがあるのかもしれませんが、餅は餅屋で、証拠判断が難しいときは検事さんに任せようとなるし、捜査・張り込みなどは刑事さんに任せよう、ということになっていました。大きな事件でも小さな事件でもそうです。

ただ、注目されている事件などを不起訴にする場合、警察の本部長から検事正のところへ電話があつて、「あれは起訴できないのですか」と聞かれたりすることもありました。そういったことは、検察と警察が一線で一緒になって取り組んでいるとあまりないのですが、昔は夜になると捜査の現場にいて飲みながら裏話を聞いて捜査の全体像がわかってくるようになっていました。今は出来なくなってしまっています。

先ほども触れましたように、警察との関係で一番大事なのは、同じ方向を向いて、社会正義の実現に向けて起訴するために一緒に共同作業をしていくということです。そして、警察が書類を作成して送ってくるということは相当の嫌疑がある事件になるので、部下にはまず、起訴するためにはどこが足りないのか、どこを補充したら起訴できるようになるのかをよくよく考えるように、と指示していました。

もちろん、中には起訴できないものもあります。とはいっても、不起訴にする際にも上司の決裁が必要になるので、不起訴にするための証拠を集めなければならない、そのような証拠集めは検察自身で行うように言っていました。また、起訴できない理由を警察が納得のいくまで丁寧に説明するように指示していました。そうした対話を通して、お互いに学び合うようにしていました。検察が不起訴にする時の警察に対する説明責任がとても大事で、警察が被害者などに不起訴の理由を説明する際にも活かされることとなります。だから、検察の処分として起訴・不起訴を単に決めるだけでなく警察に対しても丁寧に説明することが、警察の被害者に対する説明責任にもつながるので、大切に行うように心がけていました。

補充捜査に関しても同様です。警察に対して「Aの証言だけでなくBやCの証言も聞いておいてほしい」と伝えるのではなく、理由も示して、たとえば「Aの証明力について、Bが何か証言してくれるかもしれないので、事件直前のAの飲酒量などをBに訊いておいてほしい」といったように伝えていました。なぜ補充捜査が必要なのか丁寧に説明を行って警察に対する説明責任を果たすようにすると、それが警察の証人に対する説明責任にもつながることになります。

4 警察の不祥事

聴き手：歴史に残る大事件がいくつも出てきて驚きました。また、検察の警察に対する説明責任が、被害者や証人に対する説明責任につながるという見方は、有機的に絡み合ったものとして刑事司法をトータルに把握するという見方に通じるところがあると思いました。

最後に、さらに踏み込んだ質問になります。警察の説明責任や警察に対する統制をメインテーマとする本研究プロジェクトにとってとくに興味のある問題となります。市民から警察官や警察活動に関して苦情などを持ち込まれたことはありましたか。また、被疑者から警察官や警察活動に関して苦情などを持ち込まれたことはありましたか。

語り手：それはよくあることです。

聴き手：弁護士から警察官や警察活動に関して苦情などを持ち込まれたこともありましたか。

語り手：電話で「警察の調べがひどいので注意してください」などと言われたことがあります。いわれのないものと、そうでないものの違いは何となくわかります。具体性があれば、いわれがあるのではないかと考えられます。たとえば、「お前は猿だ」といったような人格を傷つけるようなことを言われたとか。火のないところに煙は立たないと言いますし。

警察への不満や不服申し立ての機能を検察が果たしているかという、一つの窓口にはなっているでしょうが、弁護士会も含めてトータルな刑事司法の中で様々な窓口が機能すれば良いのではないかと思います。

聴き手：では、警察官の非違あるいは、不適切な警察活動について見聞きしたことはありましたか。また、見聞きした場合は、どのように対応されたのでしょうか。

語り手：警察官の職務上における刑事事件を扱ったことはあります。検察も身内に甘いと思われたくないし、警察が部下を守りたくなるのは仕方がないことなのでしょうが、基本的には一般人と同じ扱いです。ただし、ケースバイケースで、一概にどうとは言えませんが、緊急車両での交通事故は情状的にくむべきことが多いと思います。他方で、捜査書類の偽造のようなケースでは、法を守るべき警察官なので一般人より情状が重い場合もあります。職務上の行為だから軽い場合もあれば重い場合もありますし、一般人と同じ場合もあります。そして、検察官は実は裁量が余りないので、心情的には同情できても起訴すべきとなります。

聴き手：検察官としての長年にわたるご経験を踏まえた貴重なお話を伺うことができ、充実したインタビューになったと思います。ご多忙の中、ご協力頂きまして誠にありがとうございました。

Ⅲ おわりに

1 若干の考察

酒井邦彦元検事長による語りから、私たちは検察と警察の関係について、刑事訴訟法の条文——いわゆる Law on the Books——からは分からない、現実の有り様を伺い知ることができる。

語りの中では、検察と警察はともに社会正義を追求するパートナーであると繰り返し強調されている。そして実際に、事件の大小に関わらず現場では、隔てなく一緒に捜査に取り組むのが通常であるとも述べられている。

ただし、一般的にはパートナーであると言えるとしても、検察内部の議論として、検察は法律家として公訴官の役割に徹すべきか、それとも捜査官の役割も同時に果たすべきか、検察の具体的なあり方——ひいては警察への具体的な関わり方——に関して、一定の幅で揺れ動きがあるとの紹介がなされている。また、検察の警察への関わり方が刑事訴訟法では明記されていないため、個々の事件や検察官個人によって関わり方が変わってくることにも注意が促されている。さらに、組織を代表する幹部同士の間では、方針をめぐって緊張が生じる場合もあると言及されている。

もっとも、個別具体的にみれば様々なバリエーションがあるとはいえ、検察も警察もともに社会正義の実現を目指している点では変わりがないので、たとえ組織間で緊張などが生じたとしても、それを乗り越えてパートナーとしての関係を築くことが出来るはずであるとの見解が示されている。このような見解は、分析のために《専門用語》でコーディングすると、次のように把握できるだろう⁵。

「組織」という《集合体》としての検察や警察は、いずれも「刑事訴訟法」に代表される刑事司法の《制度》によって統制されている。つまり、各《集合体》は共通してその上位の次元に位置する《制度》によって統制されている。しかし、その《制度》による統制のあり方が必ずしも細部まで明確化されておらず《集合体》同士の間には緊張が潜在している場合、「社会正義の実現」という、《制度》のさらに上位の次元に位置する《共通価値》の存在によって、《集合体》同士の《統合》を企図することができ、「パートナー」としての関係を構築できるようになる。

このように把握すると、酒井邦彦元検事長の見解は、《集合体》を含む多様なアクター間の相互関係全般を射程に入れる一般理論に見事に即している——セオリーに合致している——と理解できるようになる⁶。現場での長年にわたる経験が、学術的な研究成果の蓄積によって彫琢されてきた理論と結果的に収斂する知見をもたらしているのは、非常に興味深い。また、そのような知見をもつ酒井邦彦元検事長だからこそ、児童虐待事案に対して関係する多機関——つまり多様な《集合体》——が相互に連携する画期的な「高松方式」を主導することができたのかもしれない⁷。

もちろん、「社会正義の実現」といった《共有価値》が存在しさえすれば自動的に「パートナー」としての《統合》が実現するわけではなく、個別の状況に応じて《統合》を具現化するための様々な働きが必要になる⁸。酒井邦彦元検事長の語りの中でも、たとえば警察から送検されてきた事件について検察が不起訴にする場合、警察に対してその理由を丁寧に説明することが、警察が被害者に対して説明する責任を果たすことにつながるもので、警察が納得いくまで対話を重ねるように努めてきたと述べられており、共通理解を醸成して相手方から合意を得る働きが必要になると示されている。

そして、このような検察と警察の関係性から改めて気づかされるのは、相互関係全般を射程に入れる一般理論が《分業》と《連帯》の表裏一体性を強調するように、各々が専門分化しつつも相互に依存する関係に置かれているということである⁹。すなわち、警察が被害者や証人に対して説明責任を果たすという行為——警察による市民に向けての《アウトプット》——は、警察に対して検察が説明責任を果たすという行為——検察からの警察への《インプット》——に依存しているし、逆に検察による起訴——検察による裁判官や裁判員に向けての《アウトプット》——は警察から送られてきた捜査資

⁵ 《専門用語》の定義は、Parsons, Talcott (1960) "Authority, Legitimation, and Political Action," in *Structure and Process in Modern Societies*, Free Press. に準拠している。

⁶ ここで言う「相互関係全般を射程に入れる一般理論」とは、Parsons, Talcott (1951) *The Social System*, Free Press に代表される social system——意識すると「相互のやりとりの編成のされ方」——に関する理論のことを指す。

⁷ 田村正博「児童虐待事案における警察の刑事的介入の現状と課題——個人保護型捜査における関係機関との連携を中心に——」『社会安全・警察学』第5号（2019年）9頁。

⁸ 理論的には、たとえば Parsons (1960) pp. 172-174 で示されている。

⁹ 理論的には、たとえば組織をテーマとする Parsons, Talcott (1960) "Some Ingredients of a General Theory of Formal Organization," in *Structure and Process in Modern Societies*, Free Press. で解説されている。

料——警察からの検察への《インプット》——に依存しているといったような相互関係の中で、各々の職務が遂行可能になっている。また、そのような関係にあるからこそ、刑事訴訟法では規定されていなくても、検察の適正な職務遂行（さらに視野を広げると、検察の先にある裁判所の適正な職務遂行など）の副次的効果として、警察は問題のある行為を糺すように統制されていると理解できる。

したがって、酒井邦彦元検事長がまさに指摘しているように、警察だけを切り出して、あるいは警察と検察の関係だけを切り出して、警察の説明責任や警察に対する統制を把握していこうとするのではなく、裁判所や弁護士会や検察審査会といった多様なアクターとの相互関係も含むトータルな刑事司法という広いコンテキストの中で、警察による活動がどのように統制されているのか（あるいはされていないのか）を把握していく必要がある。そのように広い視野を保つことが、私たちに課されたミッションとなる。

2 意義と留意点

以上のように、検察と警察の相互関係について、刑事訴訟法の条文を読んでもみえてこない実態を明らかにしているところが、本稿の重要な貢献になると言えるだろう。

ただし、本稿で明らかになったのは、あくまで検察の側からみた検察と警察の関係に留まる。同じ関係を警察の側から見ると、また違った見方が提供される可能性がある。さらに、一口に検察や警察といっても、酒井邦彦元検事長の語りの中でも示されていたように、職位による違いなどによって、認識の仕方に無限ではないにせよ一定のバリエーションがみられるのではないかと考えられる。ともあれ、検察や警察はもちろん、検察と警察の相互関係、さらにはもっと広く刑事司法全体についても今後理解を深めていく上で、本稿が何らかの手がかりになれば幸いである。